

### 聖籠町訓令第3号

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステム関連規程取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月6日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステム関連規程取扱要領の一部を改正する訓令

聖籠町住民基本台帳ネットワークシステム関連規程取扱要領（平成15年聖籠町訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任時及び必要に応じてその都度」を「別に定める研修計画に基づき、年1回以上」に改める。

第4条を削る。

第5条の見出し及び同条中「パスワード」を「照合ID、照合情報及び操作者用ID」に改め、同条を第4条とする。

第6条から第9条までを削る。

第10条中「第3条」を「第1条」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。